# 令 和 ９ 年 度

## 新見市立保育所・認定こども園・地域型保育事業
## 教育・保育給付認定・変更申請兼保育所等利用申込案内

この案内には、新見市立保育所・認定こども園及び地域型保育事業の支給認定申請・利用申込のための必要書類などについて記載しています。
入園を希望される場合は、よくお読みのうえ、手続きをしてください。

受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月３０日（月）

受付場所：第１希望保育所等（受付時、園にて聞き取りを行います）

入所決定：令和９年２月中旬までに結果を通知いたします

〇年度途中の入園を希望される場合も、期間中に申請をしてください。

〇兄弟姉妹の申請書も、まとめて提出してください。

〇申請の状況により、市が利用調整を行います。第１希望以外の保育所等への入所になる場合があります。



【問い合わせ先】
〒７１８－８５０１
新見市新見３１０番地３
新見市 健康福祉部
子育て支援課 子育て支援係
電話（０８６７）７２－６１１５

# (1)教育･保育給付認定について

新見市立保育所・認定こども園及び地域型保育事業の利用を希望する場合は、保護者は市へ「教育・保育給付認定」の申請及び利用申込が必要です。

**※既に支給認定を受けている場合も、現況確認のため毎年度申請書の提出が必要です。**

## １．教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定には次の３つの区分があり、区分に応じて利用先を決定します。

| 認定区分 | 年　齢 | 認定内容 | 市内で利用できる園 |
|---|---|---|---|
| １号認定<br>（教育標準認定） | 満３歳以上 | 認定こども園において教育を希望する場合（保育の必要なし） | ・認定こども園（短時間保育） |
| ２号認定<br>（保育認定） | 満３歳以上 | 「保育の必要性の事由」（次ページ参照）に該当し、保育を希望する場合 | ・保育所<br>・認定こども園（長時間保育） |
| ３号認定<br>（保育認定） | 満３歳未満 | 「保育の必要性の事由」（次ページ参照）に該当し、保育を希望する場合 | ・保育所<br>・認定こども園（長時間保育）<br>・地域型保育事業 |

## ２．教育標準認定【認定こども園（短時間保育）】の利用時間

１号認定は短時間保育（従来の幼稚園と同様）の利用区分です。

| 保育の必要量 | 保育の必要量の事由（通常保育時間） | 認定の目安（利用可能な保育時間） |
|---|---|---|
| 教育標準時間 | 就労などの要件なし（１日５時間３０分） | 要件なし<br>８：００～１３：３０までの利用 |

## ３．保育認定【保育所、認定こども園（長時間保育）】の利用時間

２号認定または３号認定を受けた場合、保育の必要量（就労時間など）によってさらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

| 保育の必要量 | 保育の必要量の事由（通常保育時間） | 認定の目安（就労の場合利用可能な保育時間） |
|---|---|---|
| 保育標準時間 | 主にフルタイムの就労など（１日最長１１時間） | 就労時間が月に１２０時間以上<br>７：３０～１８：３０までの利用 |
| 保育短時間 | パートタイムの就労など（１日最長８時間） | 就労時間が<br>月に４８時間以上１２０時間未満<br>８：００～１６：００までの利用 |

※18時３０分を超えて預ける場合は、利用施設での「延長保育（有料）」の申請が別途必要です。

※地域型保育事業は利用時間が異なります。

## ４．保育所等の入所要件【保育の必要性の事由（2号・3号のみ）】

保育所・認定こども園（長時間保育）・地域型保育事業を利用するためには、保育認定を受けることが必要です。

・保護者（父母等）が次の事由のいずれかに該当し、児童を保育することができない場合（いずれの事由にも該当しない場合は、認定申請を却下することになります）。
・保育の必要性の事由により保育の必要量（保育所等を利用できる時間）が異なります。
・育児、家事および児童の集団生活が目的などの場合は、該当しません。

| | 事由 | 保護者の状況 | 保育の必要量 |
|---|---|---|---|
| ① | 就労<br>（居宅内労働を含む） | 1月に48時間以上就労している場合<br>（１日4時間以上×3日×4週以上） | 保育標準時間<br>保育短時間<br>（就労時間による） |
| ② | 妊娠・出産 | 妊娠中であるか又は出産後間がない場合<br>（出産予定日2か月前から出産後3か月） | 保育標準時間 |
| ③ | 疾病・障がい | 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有する場合 | 保育標準時間 |
| ④ | 同居親族等の介護・看護 | 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護をしている場合 | 保育標準時間<br>保育短時間<br>（介護・看護時間による） |
| ⑤ | 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合 | 保育標準時間 |
| ⑥ | 求職活動<br>（起業準備を含む） | 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合 | 保育短時間 |
| ⑦ | 就学等 | 日中、就学・技能習得等のため、保育することができない場合 | 保育標準時間<br>保育短時間<br>（就学等の時間による） |
| ⑧ | 虐待・DV | 児童虐待やDVのおそれがある場合 | 保育標準時間 |
| ⑨ | 育児休業 | 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | 保育短時間 |
| ⑩ | その他 | その他、上記に類する状態として市長が特別に認める場合 | 保育標準時間<br>保育短時間<br>（申請内容による） |

※求職活動中（求職中）の方は、入所後3か月以内に就労証明書を提出していただくことが要件となります。
※年度途中に退職等により家庭保育が可能となる場合は、原則退所となります。

**※利用申請の状況により市が利用調整を行いますので、第1希望以外の保育所等への入所になる場合があります。**

## (2)施設の募集定員等について

### 1．保育所

| 園名 | 所在地 | 電話 | 定員（人） | 対象児 |
|---|---|---|---|---|
| 新見保育所 | 西方 | 72−1350 | 245 | 生後6か月～5歳児 |
| 草間台保育所 | 土橋 | 74−2012 | 25 | 1歳児～5歳児 |

■長時間保育、保育時間　7：30～18：30
〇保育の必要量に応じて、保育時間（保育標準時間11時間、保育短時間8時間）を決定します。保育終了後、保護者の都合により19：00まで「延長保育」が可能です。別途延長保育料が必要となります。

### 2．認定こども園

| 園名 | 所在地 | 電話 | 定員（人） | 保育種別 | 対象児 |
|---|---|---|---|---|---|
| 新見中央認定こども園 | 新見 | 72−0461 | 130 | 長時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 満3歳児～5歳児 |
| 新見南認定こども園 | 正田 | 72−3334 | 70 | 長時間保育 | 生後6か月～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| 上市認定こども園 | 上市 | 72−1600 | 60 | 長時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| 熊谷認定こども園 | 上熊谷 | 78−1133 | 60 | 長時間保育 | 1歳児～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| 大佐認定こども園 | 大佐小阪部 | 98−3403 | 60 | 長時間保育 | 生後6か月～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| 神代認定こども園 | 神郷下神代 | 92−6006 | 60 | 長時間保育 | 1歳児～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| 哲多認定こども園 | 哲多町本郷 | 96−2012 | 60 | 長時間保育 | 生後6か月～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 3歳児～5歳児 |
| 哲西認定こども園 | 哲西町矢田 | 94−3005 | 60 | 長時間保育 | 生後6か月～5歳児 |
| | | | | 短時間保育 | 3歳児～5歳児 |

■長時間保育（従来の保育所と同じです）、保育時間　7：30～18：30
〇保育の必要量に応じて、保育時間（保育標準時間11時間、保育短時間8時間）を決定します。保育終了後、保護者の都合により19：00まで「延長保育」が可能です。別途延長保育料が必要となります。

■短時間保育（従来の幼稚園と同じです）、教育時間　8：00～13：30
〇保育終了後、保護者の都合により18：00まで「預かり保育」が可能です。

### ３．地域型保育事業

| 園名 | 所在地 | 電話 | 定員（人） | 対象児 |
|---|---|---|---|---|
| たんぽぽ保育園 | 新　見 | ７２－１００２ | 29 | 生後３か月～２歳児 |

■保育時間　７：３０～１８：００

〇保育の必要量に応じて、保育時間（標準時間、短時間）を決定します。
保育終了後、保護者の都合により１９：００まで「延長保育」が可能です。別途延長保育料が必要となります。

## (3)保育料について

■保育所・認定こども園（長時間保育）・地域型保育事業
〇入園児童の年齢、保護者の市町村民税の額を基に決定します。
４～８月の保育料は、令和８年度の市町村民税の額、９月～３月の保育料は、令和９年度の市町村民税の額により決定しますので、年度途中で保育料の額が変わる場合があります。

〇３～５歳児クラスのすべての子どもの保育料、給食費、教材費が無償になります。
ただし、実費として徴収される費用（行事費等）は必要です。
また、０～２歳児クラスの市町村民税非課税世帯は、保育料無償となります。

〇第２子の保育料は半額、第３子以降の保育料は全額免除となります。
※詳しくは７ページの保育料徴収金基準額表をご覧ください。

■認定こども園（短時間保育）
〇満３～５歳児クラスのすべての子どもの保育料、給食費、教材費が無償になります。
ただし、実費として徴収される費用（行事費等）は必要です。



## (4)提出書類について

■下記の書類を確認し、申請書兼申込書を提出してください。
■様式は、市のホームページからダウンロードできます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 認定こども園（教育標準時間） | 申請書兼申込書のみ | | ○児童１人につき１枚必要。<br>○生活保護世帯は、生活保護受給証明書を提出してください。 |
| 保育所・認定こども園（保育標準時間・保育短時間）・地域型保育事業 | ①提出書類確認票 | | ○提出書類に漏れはないか、確認をして申請書兼申込書と一緒に提出してください。 |
| | ②申請書兼申込書 | | ○児童１人につき１枚必要。<br>○在宅障がい児（者）のいる世帯は、提出のさいに申出の上、手帳等証明となるものの写しを提出してください。<br>○生活保護世帯は、生活保護受給証明書を提出してください。 |
| | ③日中保育ができないことの証明書 | 就労証明書 | ○勤務先の会社で作成してもらってください。<br>※NO.⑲欄は保護者の方が記載してください。<br>○自営業、農業の場合は事業主が作成してください。<br>※民生委員の証明は不要です。 |
| | | 出産申立書 | ○出産前後で保育が必要な場合<br>【添付】親子（母子）手帳の表紙と出産予定日記入ページの写し |
| | | 病気等申立書 | ○病気又は障がいがある場合<br>【添付】医師の診断書、又は身体障害者手帳等の写し |
| | | 求職申立書 | ○求職活動を行う又は一時的な離職中、起業準備の場合<br>・入所後３か月以内に就労証明書の提出が必要です。 |
| | | 就学申立書 | ○就学中の場合<br>【添付】在学証明書、又は学生証の写し |
| | | 介護（看護）証明書 | ○同居親族等の介護や看護をしている場合<br>【添付】医師の診断書等の写し |

※2人以上入所を希望される場合の添付書類は、年齢の高い児童の申請書へ添付してください。
※なお、その他必要書類を提出していただく場合があります。

## (5)その他

### １．支給認定証について

給付認定証申請書等により、市が保育の必要性に応じて決定した「支給認定区分」「保育必要量」「認定の有効期間」等が記載された支給認定証を交付します。

入所（入園）の決定をお知らせする時期に合わせて送付します。

〈注意事項〉

- 支給認定証は、紛失しないように大切に保管してください。
- 転出する場合、保育の必要性がなくなった場合、支給認定内容が変更になった場合など、市へ返還していただくことがあります。
- 認定証に記載されている内容や、支給認定の申請書類の内容に変更が生じたときには、子育て支援課までお問い合わせください。支給認定の変更を行う必要がある場合があります。

## 2．利用調整について

受け入れ可能な人数を超えて利用申請があった場合は、市が利用調整を行います。

利用調整は、国から示された優先順位の事由等を踏まえた市の入所基準に基づき行います。申請状況やお子さんの年齢によっては、第１希望の施設の利用ができない場合がありますので、第３希望まで必ず記入してください。

## 3．申請内容が変更になった場合

申請後に、申請内容や世帯状況が変わった場合（勤務先変更、世帯変更、婚姻、離婚、就職等）は、入所予定の保育所等へ連絡するとともに、速やかに市の子育て支援課へ連絡してください。

## 4．入所辞退について

入所決定後に入所を辞退される場合は、入所予定の保育所等へ連絡するとともに、速やかに市の子育て支援課へ「入所辞退届」を提出してください。

### おむつのサブスクサービス

園所で使うおむつ・おしり拭きの月額定額制（税込２，５４０円）サービスです。サービス利用者のおむつ・おしり拭きはこども園等で用意するため、おむつの持ち込みや、おむつへの記名が不要となります。満３歳からはトイトレ割引になり月額１，４８０円となります。

※希望するご家庭のみ

### こども誰でも通園制度

保護者の就労などによる保育の理由を必要とせず、保育所・こども園を利用できる制度です。

・全国版：６か月から３歳の誕生日の前日まで、曜日固定で月１０時間を上限に利用できます。※新見保育所のみ

・新見市版：１歳児から２歳児のお子さんが保育所・認定こども園に入園できます。

※希望する園とならない場合もあります。



【問い合わせ先】
子育て支援課　子育て支援係
電話（０８６７）７２－６１１５

# 保育料徴収金基準額表

■ 一般世帯の保育料

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | | | 徴収金基準額 （月額） |
|---|---|---|---|---|
| 階層区分 | 階層コード | 定　義 | | |
| 第1階層 | 010 | 特定教育・保育等のあった月において生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（単給世帯を含む） | | 0円 |
| 第2階層 | 020<br>（021） | 市町村民税非課税世帯 | | 0円 |
| 第3階層 | 030<br>（031） | 市町村民税の均等割の額のみ課税世帯 | | 7，500円<br>（3，250円） |
| 第4階層 | 040<br>（041） | 第1階層から第3階層までを除き、市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 20，000円未満 | 9，600円<br>（4，300円） |
| 第5階層 | 050<br>（051） | | 20，000円以上48，600円未満 | 11，700円<br>（5，350円） |
| 第6階層 | 060<br>（061） | | 48，600円以上57，700円未満 | 13，800円<br>（6，900円） |
| | | | 57，700円以上67，000円未満 | 13，800円<br>（6，900円） |
| 第7階層 | 070<br>（071） | | 67，000円以上76，000円未満 | 15，900円<br>（7，950円） |
| 第8階層 | 080<br>（081） | | 76，000円以上97，000円未満<br>（76，000円以上77，101円未満） | 18，000円<br>（9，000円） |
| 第9階層 | 090 | | 97，000円以上143，000円未満 | 23，500円 |
| 第10階層 | 100 | | 143，000円以上169，000円未満 | 26，700円 |
| 第11階層 | 110 | | 169，000円以上205，000円未満 | |
| 第12階層 | 120 | | 205，000円以上301，000円未満 | 36，600円 |
| 第13階層 | 130 | | 301，000円以上397，000円未満 | |
| 第14階層 | 140 | | 397，000円以上 | 48，000円 |

■ 3歳～5歳児クラスのすべての子ども、0歳～2歳児クラスで市町村民税非課税世帯の子どもについては、保育料無償となります。

■ 0歳～2歳児クラスで市町村民税課税世帯の子どもの保育料は次のとおりです。

※ 4月から8月分までについては前年度の市町村民税の課税状況、9月から3月分までについては当年度の市町村民税の課税状況に基づき保育料を算定します。

※ 第1子の保育料は各階層の上段の額となります。

※ 第2子の保育料は各階層の上段の額に0．5を乗じた額となります。ただし、第3階層から第6階層までに属する世帯にあっては全額免除となります。（第6階層に属する世帯にあっては市町村民税の所得割の額が57，700円未満である世帯に限る。）

※ 第3子以降の保育料は全額免除となります。

※ ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯）であって上記の階層に属する世帯の第1子の保育料は各階層のかっこ内の額、第2子以降は全額免除となります。（第8階層に属する世帯にあっては市町村民税の所得割の額が77，101円未満である世帯に限る。）